

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和5年度第2回相模原市地域福祉推進協議会部会		
事務局 (担当課)		健康福祉局地域包括ケア推進部地域包括ケア推進課 電話 042-769-9222 (直通)		
開催日時		令和5年8月22日(火)午後3時30分～4時30分		
出席者	委員	4人(別紙のとおり)		
	その他	1人(相模原市社会福祉協議会職員)		
	事務局	地域包括ケア推進課長、在宅医療・介護連携支援センター所長、 高齢・障害者福祉課長、生活福祉課長ほか6名		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部 不可の場合は、 その理由				
会議次第		1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 (1)市成年後見制度利用促進基本計画(素案)について (2)市再犯防止推進計画(素案)について 4 閉 会		

審 議 経 過

内容は次のとおり。

1 開 会

2 あいさつ

高齢・障害者福祉課長、生活福祉課長よりあいさつを行った。

3 議 題

(1)市成年後見制度利用促進基本計画(素案)について

【事務局】資料 1-1、1-2 により説明

(森下委員) 街頭アンケートで成年後見制度を知っているという割合が半数を超える結果だった。区ごとの市民向けの説明会や個別相談をやるなど、相模原市は充実してやっているが、そういう点に関係しているのか。

【事務局】街頭アンケートを実施した際に回答をいただいた方の割合のため、市の制度に興味がある方が回答いただいた印象を受けています。市民に無作為に送付したアンケートの結果では、任意後見制度の認知度は20%程度なので、ずれはあると感じている。

(森下委員) 7ページの成年後見制度の利用促進に当たって市に期待することでは、相談支援や助成制度の充実が最も多いが、助成制度の充実とはどういうものをイメージして回答したと思うか。後見人に支払う報酬助成のことか。

【事務局】相模原市の助成制度については、後見人への報酬助成と、市長申し立てをするときの申し立て費用も助成をしていることから、その助成の充実と想定している。

(原委員) 認知度がかなり低いと思うが、この後見人制度とは、どういうことなのかそもそもどう利用したらどういうふうになるのかってそういう学習というか、民生委員や自治会長など役がある人達はそういう機会があるが、一般の市民の人には学習、研修の機会があるのか。

実は、私はこの後見人制度にあまりいい印象を持ってなかった。私の母が、高齢化してきても自分でいろんなことができなくなり、後見人になろうと思って、裁判

所に行った。私の相談に乗ってくださった方は、あなたは自分の親の後見になるっていうことは、もう親が廃人同然だということ、認めることなんですよと言われた。そういう市民が安心して、認知症になろうが、自分の管理をきちんととこうしてくれる、こういう制度があるんだってということの勉強、市民に対する勉強をどういうふうに、考えているのか。

もうひとつ、あんしんセンターのことだが、地域でサポート活動してる時に一番困るのは、自分のお金を、ちゃんと運用できない、それが例えば障害者年金が入ったら使っちゃって、あとはお金がないから何とかしてとか、貸してとかって言うてくる人がすごく多い。自分のお金の管理ができない。それをあんしんセンターにつながるっていうふうにつながればいいと思うが、そんな時に、どういうふうにしたらその人にそのことを知らせられるのか。あなたはお金の管理ができないその能力がない方っていうことは言えないですけど、から、それをどういうふうにつながればいいのかなっていうこと。

【事務局】市民の学習の機会については、制度を理解促進のための市民公開講座を年3回行っている。また、弁護士や社会福祉士会等の専門職の方と市民の方が相談できる相談会を月4回、開催している。そういったところを活用しながら、市民の皆さまに理解促進をしているが、この計画の策定にあたってのアンケートで、まだまだ認知度が足りないといったところがあり、さらなる周知啓発が必要だと捉えているので、検討していきたい。

あんしんセンターへのつながり方、利用の仕方について、まず、あんしんセンターの認知度がアンケート結果で20%と低い結果だった。チラシやホームページで周知はしているが、まだまだ認知度が足りないというところでは様々な方法、視点で、周知をしていかなければならないと考えております。また、多様な主体との連携というところでは、制度の利用が必要と関係が深い団体等へ周知をし、そこから繋いでいくイメージで考えている。財産管理が難しい方の話があったが、まず、「財産管理が難しい」イコール成年後見制度ではなく、その手前で、日常生活自立支援事業という財産管理に不安がある方の財産を代わりに管理する事業がある。当該事業は、あんしんセンターで実施しているので、そういったところの周知啓発も進めながら、日常生活自立支援事業から成年後見制度につながられるよう、制度の利用促進を図っていきたいと考えている。

(清水委員) 5ページの成年後見制度の認知度については、街頭アンケートよりということであるが、その他は市民アンケート等の結果を掲載しているので、同じようなところでアンケートの結果を持ってこない、ちょっとおかしいと思う。

【事務局】 検討する。

(小野部会長) 7ページの課題について、市民後見人と任意後見制度の認知度が低いことを(1)、(2)で分けなくても良いのでは。全体的に後見人制度の認知度が低いということ。

担い手不足というのが、今後の大きな課題。認知症の高齢者が全国で700万人、知的障害者の地域移行で、地域で生活する知的障害者が増えていく。すると明らかに後見制度の担い手が不足する。そのため、課題として入れていくことが必要。

担い手の確保について、多様な主体と記載している。後見業務の担い手として、もうちょっとははっきりと記載した方が良いと思う。国も想定している社会福祉法人による法人後見や社会福祉法人のみではなく、NPO法人等も含め、そういった組織が出てこないといけない。市民後見人もそんなに増えない。そういった点から、精査して考えていかなければならないと思う。

後見制度の認知度は低いっていうのは、やっぱり多様PR方法を考えていくことが必要。例えば、いろいろな住民が集まるような機会を通じて、後見制度のPRを図っていくことや、関係者への研修、様々な場面を活用した、後見制度のPRを考えていかなければならない。

それと、先ほど話のあった後見制度への助成について、後見人報酬はどのくらい助成しているのか。

(事務局) 本人が在宅か施設入所かにもよるが、最大で年33万6000円。月で2万8000円となっている。

(小野部会長) 知的障害者の人が障害者年金で生活している場合、それだと足りない。そうすると、後見の助成制度を充実していくということも検討していかなければいけないのではないかと。

(森下委員) 報酬に関しては、家庭裁判所が決める。報酬額を市に助成をお願いすると、そんなに出ない。働き分の評価は30万円以上の働きをしましたよって家裁が、認めてくれても市から助成としていただくのは、それに見合わない。その差額の部分を本人からもらえるかっていうとなかなか難しい。助成があるといいが、預貯金がある方は、ご本人からいただくので、そうすると、例えば親御さんとかは、あまりいい気はしない。一生懸命ためてきたお金を見ず知らずの後見人が持っていくっていう、その辺のジレンマを私たちは日々感じながら仕事をしている。

(森下委員) 中核機関、担い手の確保が重点取組というのはよい。ただ、任意後見制

度の利用促進はできるのかなということ。前回の部会でも任意後見制度はお金に余裕がある人が使う制度なのではという話があったが、本当に利用促進ができるのか。どういうふうになれば、任意後見の利用が図られると思うか。

【事務局】具体的な取組については、今後検討していくところだが、市民公開講座で任意後見制度を取り上げた際に非常に反響があり、知りたい、使ってみたいという方が潜在化しているものと考えている。そういった方に啓発していきたいと考えている。

(小野部会長) 社会福祉法人の後見は、その法人のサービス利用の関係で利益相反が出る可能性がある。それを解決するには、社会福祉法人がNPO法人を設立する。そういったパターンがいくつかある。ひとつの単独の法人でやるには二の足を踏んでしまう。複数の法人が連携して、NPO法人を立ち上げたらどうですかというところを呼びかけたほうが良い。社会福祉法人は余剰財産について、地域貢献で活用するということもあるので、法人後見に使うという計画を考えてもらえばよい。

(3) 市再犯防止推進計画(素案)について

【事務局】資料2-1、2-2により説明

(原委員) 犯罪を犯した人たちが戻ってきたときの就労、その受入れがどんな状況なのか。

【事務局】保護観察がついている方に関しては保護観察所の支援を受けられるので、ある程度出所後に就職の当てがあるという方はいる。ただ、やはりそういった保護観察を受けていて、なおかつサポートを受けていても難しいのが現状で、協力雇用主や受刑出所者の方の就職にご理解のある方はいるが、業種によって偏りがあったりとか、出所者の方の事情があったりというところで、マッチングが難しいというのが現状である。

(原委員) 前回、ダルクの話をしたが、山梨ダルクから活動を支えてほしいと要望が来る。私たちはそれに対して、本当にさきやかだが、クリスマスにいくらか送金している。そうすると、活動報告が送られてくる。相模原にもダルクがあると、前回聞いたが、その活動状況は分かるのか。

【事務局】相模原市再犯防止推進ネットワーク会議の委員でもあるので、先日聞いた範囲でお答えする。活動10年目で薬物だけではなくて、アルコールやギャンブル

依存症の方に対して、施設の入所の受付もしており、デイワークみたいなこともやっている。あとはダルク間の活動もあり、そういったところで活動されていることもある。あとは、いろんな先生方をお招きして講演いただいたり、家族会なども積極的にやっているとのこと。市とも生活福祉課以外にも精神保健福祉センターなどと連携している。

(清水委員)原委員のように、積極的にタルクの県内県外、市外を問わず、ご協力いただいているということは、とてもうれしいことだなあとと思う。相模原ダルクさんも私ども保護司会に施設内のニュースとかそういうのを送ってくださって、どういう活動しているということ、入所している方がどういうふうに、今進めているというような感じで、内容をお話いただく機会はある。ただ、私たちが表に向かって、こういう施設として、ダルクさんの施設としてはこういうふうにしてますよということはお話できるが、犯罪に関することもあり、難しい部分もあるため、あまりオープンお知らせすることはなかなかできないなということがある。相模原ダルクさんは、今度、大和にも出てくださるし、そういうふうな協力で、大和の保護司会から私の方にダルクさんの活動、どうですかなんてお問い合わせがあったりするが、そういうふうな更生施設がないと、良くなっていかないとか、改善されないということがあるので、ぜひ、そういう部分では、あって欲しいなっていうところがある。本当はないほうがいい施設だが、やはり施設としては必要だなと思っている。

(小野部会長)出所者の大事なことは、まず住まい。それから仕事。そういうところで、生活が困らないように支援を行っていく。その中で障害を抱えているのであれば、障害の支援につなげていくことが必要。

住まいについては、生活困窮者の支援と概ね同じになるのか。

【事務局】結果として同じになる。元出所者であったり、検察送致されたが不起訴になって地域に戻ってきたなど、そういったところに関係なく、何か困っていることに関して支援をするということが重要と考えている。

(小野部会長)あとは協力雇用主の開拓が課題。

【事務局】横浜保護観察所で登録がされている。保護観察所に聞いたところ、大々的に募集しますということは、あまりやれてないとのこと。ただ、ありがたいことに、まだその積極的な企業がいらっちゃって、お問い合わせいただいているところがあり、まだ支援は増えていくという状況である。

○その他

(事務局)次回の協議会は全体会の同日で令和5年9月の開催を予定。改めて日程調整させていただく。

4 閉 会

(補足)

清水会長の発言はダルクの話の後、近所の目、という観点でご自身の保護司活動（会長の保育園に通う園児の親が覚醒剤で捕まった事例）から保護司活動のサポートにも触れられたが、個別案件もあるので追加せずにこのままにする

以 上

相模原市社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会 委員名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	小野 敏明	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所 田園調布学園大学名誉教授	部会長	出席
2	渋谷 健太郎	公益社団法人 成年後見リーガル・サポート 神奈川県支部		欠席
3	清水 洋子	相模原市保護司会協議会		出席
4	原 裕子	相模原市歯科医師会		出席
5	森下 美香	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会		出席
6	安永 佳代	神奈川県弁護士会		欠席